

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 自動車整備士の技能検定の申請に係る手数料関係

自動車整備士の技能検定の申請に係る手数料を実費を勘案して改めることとする。 (本則関係)

第二 附則関係

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行することとする。 (附則第一項関係)
- 2 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めることとする。 (附則第二項関係)

政令第 号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

表第七号を次のように改める。

七 自動車整備士の技能検定を申請する者	一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）
---------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行前に一の種類の自動車整備士の技能検定を受けた者であつて学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格したものがする同一の種類の自動車整備士の技能検定の申請（以下「再申請」という。）に係る手数料の額は、この政令の施行前における再申請の回数が一回である場合にあつては一回を限り、この政令の施行前において再申請をしていない場合にあつては二回を限り、なお従前の例による。

理由

自動車整備士の技能検定の申請に係る手数料の額について、その適正化を図る必要があるからである。

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）

改 正 案

道路運送車両法（以下「法」という。）（第二百一条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金	額
一～六（略）	（略）	
七 自動車整備士の技能検定を申請する者	一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）	
八～十七（略）	（略）	

現 行

道路運送車両法（以下「法」という。）（第二百一条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金	額
一～六（略）	（略）	
七 自動車整備士の技能検定を申請する者	一件につき三千円（一の種類の技能検定を受けた者であつて、学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格したものが同一の種類 of 技能検定の申請をする場合にあつては、二回を限り、二千円）	
八～十七（略）	（略）	

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（手数料の納付）

第二百二条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を
 国（第七号から第九号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

一～五（略）

六 自動車整備士の技能検定を申請する者

七～十二（略）

2・3（略）

道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

道路運送車両法（以下「法」という。）（第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
一～六（略）	（略）
七 自動車整備士の技能検定を申請する者	一件につき三千百円（一の種類の技能検定を受けた者であつて、学科試験又は実技試験のいずれか一方に合格したものが同一の種類の技能検定の申請をする場合にあっては、二回を限り、二千円）
八～十七（略）	（略）